

公益社団法人 愛知建築士会 定款

昭和26年7月8日 制定
昭和40年4月16日 改正(い)
昭和42年5月15日 一部改正(ろ)
昭和45年3月18日 一部改正(は)
昭和46年6月7日 一部改正(に)
昭和49年3月29日 一部改正(ほ)
昭和52年5月9日 一部改正(へ)
昭和54年7月13日 一部改正(と)
昭和55年4月18日 一部改正(ち)
昭和59年5月25日 一部改正(り)
昭和60年3月30日 一部改正(ぬ)
昭和60年10月31日 一部改正(る)
平成11年6月22日 改正(を)
平成21年5月22日 改正(わ)
平成22年11月25日 改正(か)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人愛知建築士会という。

(構 成)

第2条 本会は、愛知県内に居住し、又は勤務する建築士をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を名古屋市内に置く。(か)

(支 部)

第4条 本会は、理事会の決議により必要な地に支部を置くことができる。(か)

2 支部の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める支部規則によるものとする。(か)

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって建築士の品位の保持及び向上並びにその業務の進歩改善に資するとともに、建築物による災害からの県民の生命及び財産の保護、建築物に係る県民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図るための事業を実施し、社会に貢献することを目的とする。(か)

(規 律)

第6条 本会は、別に定める自主行動基準の理念と規範にのっとり、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と建築士の社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

(事業)

第7条 本会は、第5条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。(か)

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士試験並びに建築士の登録及び建築士名簿の閲覧、専攻建築士認定等に関する事業(か)
 - (2) 建築士及び建築技術者に対して、建築に関する専門的な知識及び技術の習得の機会を提供する事業(か)
 - (3) 建築に関する展示を行い、建築に関する最先端の技術等の情報を県民に提供する事業(か)
 - (4) 建築士等が自ら継続的な能力開発等を行う機会を提供する事業(か)
 - (5) 建築物の倒壊等による災害を防止するための住宅の耐震診断等に関する事業(か)
 - (6) 愛知県内の高等学校等に在学し、建築の専門家を目指す優秀な学生を対象とした表彰を行う事業(か)
 - (7) 愛知県内の利用促進を求められる施設等の再生及び活性化をテーマとする建築設計の競技会を開催する事業(か)
 - (8) 建築に係る調査及び研究並びに建築士等に対する情報の提供を行う事業(か)
 - (9) 県民に対して建築に係る相談、助言及び情報提供を行う事業(か)
 - (10) 地域社会の発展に寄与することを目的として活動する団体に対し助成する事業(か)
 - (11) 建築文化の振興を目的とした愛知県産木材の利用を促進する事業(か)
 - (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業(か)
- 2 本会は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う(か)
- (1) 建築に関する書籍等を販売する事業(か)
 - (2) 本会の会員の福利厚生に関する事業(か)
 - (3) 建築関係諸団体との提携及び親善に関する事業(か)
 - (4) 官公庁及び建築関係諸団体からの業務の受託に関する事業(公益目的事業として実施する事業を除く。)(か)
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業(か)
- 3 前2項の事業については、愛知県内において行うものとする。(か)

第3章 会 員

(会員種別と資格)

第8条 会員の種別及び資格は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。(か)

- (1) 正会員 建築士法第5条の免許を受けた建築士
- (2) 終身正会員 正会員のうち、本会に対し特に功績のあった者
- (3) 準会員 将来建築士になろうとする者

(4) 賛助会員 個人又は団体で本会の事業を賛助するもの

2 終身正会員は、会長の推薦により 総会で決議する。(か)

(入 会)

第 9 条 正会員又は準会員になろうとする者は、正会員の紹介を得て、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 入会は別の定めによりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金)

第 10 条 正会員又は準会員として入会の承認を受けた者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第 12 条 会員の権利義務は、次のとおりであって、その者に帰属する。

(1) 会員は、定款その他の諸規則及び総会において成立した決議事項を遵守するものとする。

(2) 会員は、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(3) 正会員の総会における議決権は、1 名につき 1 個とする。(か)

(4) 会員は、会誌及び会報の配布を受けることができる。(か)

(5) 会員は、本会の刊行図書及び取扱い図書並びに福利厚生等についての特典を受けることができるほか、第 7 条の事業に参加することができる。(か)

(権利の停止)

第 13 条 会員で、会費滞納が 3 か月に及ぶ者は、理事会で別に定める手続により前条に定めた会員の権利を停止されることがある。

(会員資格の喪失)

第 14 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 建築士法第 5 条の免許を失ったとき (か)

(2) 退会したとき

(3) 死亡したとき又は解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総正会員の同意があったとき

(6) 会費の滞納が 6 か月以上に及ぶとき

2 前項第 6 号の場合においては、理事会の決議を経ることを要する。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(除 名)

第 15 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。(か)

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあるとき (か)

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき (か)

2 前項により除名する場合には、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に

よることを要する。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。(か)

3 前項の規定により除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。(か)

(退 会)

第16条 会員で、退会しようとするものは、会費を完納した上、退会届を提出しなければならない。(か)

(納入金の返還)

第17条 会員が除名、退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。(か)

第4章 総 会

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。(か)

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。(か)

(権 限)

第19条 総会は、次の事項を決議する。(か)

- (1) 役員を選任及び解任 (か)
- (2) 役員報酬額等の決定 (か)
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認 (か)
- (4) 入会の基準並びに入会金及び会費の額 (か)
- (5) 会員の除名 (か)
- (6) 定款の変更 (か)
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (か)
- (8) 総正会員の議決権の30分の1以上から、総会開催日の30日前までにあらかじめ議題として提出された事項 (か)
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項 (か)

(種類及び開催)

第20条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。(か)

2 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。(か)

3 臨時総会は、必要がある場合には、いつでも開催できるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。(か)

- (1) 理事会が必要と認めたとき。(か)
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。(か)

(招 集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。(か)

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の

日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。(か)

- 3 総会の招集は、開催日の1週間前までに日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。(か)

(議 長)

第22条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。(か)

(決 議)

第23条 総会は、総正会員数の3分の1以上の出席によって成立する。(か)

- 2 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。(か)
- 3 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。(か)

(書面議決等)

第24条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。(か)

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。(か)

- 2 総会議事録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された者2名以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。(か)

第5章 役員その他

(役員等)

第26条 本会には、次の役員をおく。(か)

- (1) 理 事 15名以上20名以内 (か)
- (2) 監 事 2名 (わ)
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長、1名を専務理事、2名以上4名以内を常務理事とする。(か)
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下「執行理事」という。)とする。(か)
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事を除く理事のうち、6名以内を執行理事とすることができる。(か)

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。(か)

- 2 前項の規定にかかわらず、総会において別に定める員数の範囲内で、理事及び監事については、会員以外の学識経験を有する者から総会で選任することができる。(か)
- 3 会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議

- により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。(か)
- 4 副会長、専務理事、常務理事及び前条第 4 項に規定する執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により副会長、専務理事及び常務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。(か)
 - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。(か)
 - 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。(か)
 - 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。(か)
 - 8 会長及び監事は、本会以外の建築に係る業務団体・事業者団体の長を兼ねることができない。(か)
 - 9 第 1 項に係る役員の選任に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。(か)

(役員職務権限)

- 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、その業務の執行の決定に参画する。(か)
- 2 会長は、法令及び定款の定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。(か)
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会にて定めた順位に従いその業務の執行に関する職務を代行する。(か)
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を統括処理し、事務局を統括管理する。(か)
 - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を分担処理する。(か)
 - 6 副会長、専務理事、常務理事及び第 26 条第 4 項に規定する執行理事の権限は、理事会の決議により別に定める。(か)
 - 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 26 条第 4 項に規定する執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上理事会に報告しなければならない。(か)
 - 8 監事は、次の職務を行う。(か)
 - (1) 本会の業務及び財産状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は、業務の執行について不正事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
 - 9 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。(か)
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。(か)
 - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。(か)
 - 4 役員は、再任を妨げない。(か)

- 5 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。(か)
- 6 総会において、総正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数の議決により役員として不適当と認めた役員については、任期途中でであってもこれを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。(か)

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び外部役員には報酬を支給することができる。(か)

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。(か)
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等の規則による。(か)

(役員の実任の免除又は限定)

第 31 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。(か)

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。(か)
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(相談役、顧問、参与)

第 32 条 本会に相談役、顧問及び参与をおくことができる。(か)

- 2 相談役及び顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する。(か)
- 3 参与は、本会の役員であった者の中から理事会に諮って会長が委嘱する。(か)
- 4 相談役、顧問及び参与は会長の諮問にこたえ、かつ、各種の会議に随時出席して意見を述べるることができる。ただし、議決には加わらない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。(か)

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。(か)

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。(か)

- (1) 本会の業務執行の決定(か)
- (2) 理事の職務の執行の監督(か)
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 26 条第 4 項に規定する執行理事の選定及び解職(か)

(開催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上及び次の各号のいずれかに該当する場
合に開催する。(か)

- (1) 会長が必要と認めたとき(か)

- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して請求のあったとき (か)
- (3) 第 28 条第 8 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求のあったとき、又は招集したとき (か)

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 号又は第 3 号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にはその理事又は監事が招集する。 (か)

- 2 理事会の招集は、理事会の日の 7 日前までに日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって各理事及び各監事に通知をにしなければならない。 (か)
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (か)

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、議事の議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (か)

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が、書面又は電磁的記録により同意を意思表示し、監事からも異議が出されなかったときには、全ての理事から提案に同意する旨の書面が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。 (か)
- 3 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。 (か)

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 (か)

- 2 理事会議事録には、出席した会長及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。 (か)

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 40 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。 (か)

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。 (か)
 - (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 5 条第 16 号に規定する、第 7 条の公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。） (か)
 - (2) 総会で基本財産とすることを決議した財産 (か)
 - (3) 基本財産として寄附された財産 (か)
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。 (か)
- 4 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとし、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。 (か)

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及び基本財産又は事業から生ずる収入で、これを支弁する。(か)

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(か)

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経た上で、定時総会で報告をしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。(か)

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。(か)

- (1) 事業報告 (か)
- (2) 事業報告の附属明細書 (か)
- (3) 貸借対照表 (か)
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (か)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (か)
- (6) 財産目録 (か)

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。(か)

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備置き、一般の閲覧に供するものとする。(か)
 - (1) 監査報告 (か)
 - (2) 理事及び監事の名簿 (か)
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (か)
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概算及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (か)

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。(か)

(基金)

第46条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。(か)

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、総会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 拠出された基金は、第51条による解散のときまで返還しないものとする。(か)
- 4 本会に対する基金の拠出者の権利は、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできない。(か)
- 5 第3項の規定にかかわらず、次項に定める基金の返還の手続を経たときは、基金をその拠出者に返還できるものとする。(か)

- 6 基金の返還は定時総会の決議に基づき一般社団・財団法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 7 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第 8 章 雑 則

(定款の変更)

第 47 条 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づかなければ変更することができない。(か)

(委員会)

第 48 条 本会は、会務運営及び第 7 条の公益事業等の遂行のために必要な委員会を設けることができる。(か)

- 2 委員会の設置又は廃止は理事会で決める。
- 3 委員会の運営は、別に定める。

(事務局)

第 49 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、有給の事務局長、職員をおくことができる。(か)

- 2 事務局には、別に定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。(か)

(委 任)

第 50 条 本定款の運営について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。(か)

(解 散)

第 51 条 本会は一般社団・財団法人法第 148 条に規定する事由により解散することができる。ただし、総会の決議により解散する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行われなければならない。(か)

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 52 条 本会が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 か月以内に、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。(か)

(残余財産の処分)

第 53 条 本会が解散により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。(か)

- 2 前項の清算をするときは、総会において理事の中から 3 名以上の清算人を選定し、法令の定めるところにより、処理するものとする。

(政治活動)

第 54 条 本会は、その性格及び目的からいかなる政治活動にも参加しない。(か)

- 2 本会を特定の政党のために利用してはならない。

(情報公開)

第 55 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開す

るものとする。(か)

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。(か)

(個人情報の保護)

第56条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。(か)

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。(か)

(公 告)

第57条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によるものとする。(か)

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(か)
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。(か)
- 3 本会の最初の代表理事は佐藤東亜男、業務執行理事は古橋国男、廣瀬高保、乾照雄、伊藤京子、今井宏昭、藤堂英房、梶川博司、山田正博、柳澤講次とする。(か)

(い) 全体改正

(ろ) 役員数改正

(は) 役員数改正

(に) 会費改正

(ほ) 会費改正

(へ) 会費改正・役員数改正・役員任期改正

・総会の定足数改正

(と) 役員・任期・理事会改正

(ち) 会費改正

(り) 事業の追加

(ぬ) 入会・入会金改正・会費改正

(る) 役員選任改正・総会の議決事項改正・
委員会及び部会改正・政治活動追加

(を) 全体改正

(わ) 全体改正

(か) 法令及びモデル定款による全体改正

公益社団法人愛知建築士会 定款細則

昭和 40 年 7 月 3 日	制 定
昭和 42 年 2 月 9 日	一部改正
昭和 54 年 7 月 13 日	一部改正
昭和 57 年 5 月 25 日	一部改正
昭和 60 年 3 月 30 日	一部改正
昭和 60 年 12 月 17 日	一部改正
平成 2 年 3 月 24 日	一部改正
平成 3 年 11 月 5 日	一部改正
平成 7 年 5 月 26 日	一部改正
平成 8 年 5 月 8 日	一部改正
平成 11 年 12 月 7 日	一部改正
平成 14 年 5 月 24 日	一部改正
平成 15 年 5 月 23 日	一部改正
平成 21 年 5 月 22 日	一部改正
平成 22 年 11 月 25 日	一部改正
平成 30 年 9 月 11 日	一部改正
令和 3 年 6 月 18 日	一部改正

(事務所)

第 1 条 定款第 3 条に規定する事務所は、名古屋市中区栄 2 丁目 10 番 19 号に置く。

(支 部)

第 2 条 支部は、理事会の決議により設置する。

2 支部には支部長 1 名を置く。

3 支部の設置手続、運営等に必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部規則による。

(終身正会員)

第 3 条 終身正会員は、次のすべての資格を有する者のうちから選ぶこととする。

(1) 本会のために、特に多大の貢献をした者

(2) 正会員としての期間が 40 年を超える者

(3) 年齢が 70 才を超える者

(準会員)

第 3 条の 2 準会員の会員種別に学籍を有する者を対象とする特別準会員を設ける。

2 前項の学籍を有する者とは、高校・専門学校・短期大学・大学・大学院等に在学中の学生とし、かつ建築に係る学科（「二級建築士の受験資格を有する学科」をいう）を専攻している者、又は建築士を志す者とする。

3 第 1 項の特別準会員には、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 11 条の適用について、別の規則による。

(ファミリー会員)

第 3 条の 3 正会員の会員種別に正会員と同居する親族を対象とするファミリー会員を設ける。

2 前項の正会員と同居する親族とは、建築士法第 5 条の免許を受けた建築士とし、同一世帯の関係である者とする。

3 第 1 項のファミリー会員には、第 5 条、第 6 条の適用について、別の規則による。

(一般会員)

第3条の4 賛助会員の会員種別に建築士を有しない個人を対象とする一般会員を設ける。

- 2 前項の建築士を有しない個人とは、建築士法第5条の免許を有しない個人で、行政職員又は、建築に興味のある個人とする。
- 3 第1項の一般会員には、第5条、第6条、第11条の適用について、別の規則による。

(入会)

第4条 入会の申込みは、1年以上正会員である者の紹介による。

- 2 入会申込みの承認は運営会議（第18条に定める運営会議をいう。以下この細則において同じ。）に委嘱し、理事会はその報告を受けるものとする。運営会議は承認にあたり、必要と認める場合は紹介者の説明を求めることができる。
- 3 入会者はいずれかの支部に所属する。
- 4 日本建築士会連合会の会員である他の建築士会を退会した者が、入会を申し込む場合は次の手続を経て運営会議の承認を得たときに限り、入会金の納入を免除することができる。
 - (1) 退会后3か月以内に入会申込書を提出すること。
 - (2) 退会した建築士会の会長の発する会費納入済を明記した退会証明書を、入会申込書に添付すること。
- 5 前項の場合、会費は、退会した月の翌月分から納入すること。

(入会金)

第5条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 準会員 3,000円
- 2 準会員から正会員になる場合 1,000円
- 3 ファミリー会員から正会員になる場合 3,000円

(会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額18,000円
- (2) 準会員は、年額14,400円
- (3) 賛助会員は、年額30,000円とし、1口以上とする。
- 2 会費は毎年4月に一括納入するものとする。
- 3 正会員又は準会員として年度の途中に入会した者は、当該年度においては、入会した月から月額により算定した額を会費とする。
- 4 終身正会員は、会費の納入を要しない。

(意見具申)

第7条 会員は、本会の運営について理事会、運営会議、委員会等に対し、その構成員を通じて意見を述べ、又はその趣旨書と2名以上の会員の賛同書を添えて事務局に提出し、その議長又は委員長の承認を得た上、自ら出席して意見を述べることができる。

- 2 文書による意見の具申は、2名以上の会員の賛同書を添えて、その文書を事務局に提出して行うものとする。
- 3 第1項の趣旨書及び賛同書、第2項の文書の提出は、会議の10日前までに行うものとする。

(賞罰)

第8条 会員の賞罰は、別に定める賞罰規則による。

(一時休会員)

第9条 会員の病気、その他やむを得ざる理由が長期間になることにより会費の納入が困難な場合には、運営会議の承認を経て理事会に報告し、一時休会員とすることができる。休会員については、休会中の会費納入を免除するとともに、会員の権利を停止する。

(退会)

第10条 本会を退会しようとするものは、別に定める退会届を支部長を経由して提出する。

2 退会の承認は、運営会議がこれを行い、理事会に報告する。

(慶弔)

第11条 会員の慶弔は、別に定める慶弔規則による。

(役員の推薦)

第12条 役員は、次に定める基本理念により、運営会議にて推薦し、総会において選任されるものとする。ただし、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、総会において各候補者として選任され、理事会で選定する。

(1) すべての役員は、正会員の総意に基づき、民主的に選出されなければならない。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の公益認定基準に適合するように各界・各層から、広く選出されなければならない。

2 役員推薦の順序、基準は次のとおりとする。

(1) 理事推薦基準

1) 会員経過年数7年以上の正会員、又は役員並びに委員として活動経験のある者の内より推薦し、下記のように構成する。

会 長	1 名	その他の理事	2 名～13 名
副 会 長	2 名～4 名	外部理事	1 名～ 3 名
専務理事	1 名		
常務理事	2 名～4 名		
計	15 名～20 名		

2) 定款第27条第2項に規定する理事(以下「外部理事」という。)は、会長の推薦により総会で選任する。

3) 理事の数については、定款に定める範囲にて運営会議において推薦する。

(2) 会長推薦基準

1) 被推薦者は、理事又は監事の経験がある者とし、正会員10名以上の推薦者があること。

2) 被推薦者は、別に定める期間内に、事務局に申請しその主旨の書面を提出する。

3) 被推薦者が複数の場合は、運営会議において、2分の1以上の推薦を得た者が総会で選任される。ただし、2分の1以下の場合は、上位2者による出席構成員の決選投票とする。投票は記名投票とし、やむを得ない理由のため会議に出席することができない場合には書面をもって表決できる。

4) 被推薦者なき場合は、運営会議によって推薦者を決める。

(3) 副会長推薦基準

1) 会長の推薦による。 1 名～ 3 名

2) 運営会議の推薦による。 1 名

(4) 専務理事推薦基準

会長、副会長の推薦とする。 1 名

- (5) 常務理事推薦基準
 - 1) 会長の推薦による。 1名～3名
 - 2) 運営会議の推薦による。 1名
- (6) 監事推薦基準
 - 1) 会長の推薦による。 1名
定款第27条第2項に規定する監事（以下「外部監事」という。）とすることができる。
 - 2) 運営会議の推薦による。 1名
- (7) 補充役員の基準
役員の補充を行う場合、各推薦基準を適用する。
- (8) 役職兼務の制限
 - 1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び外部理事は、それぞれ他の役職を兼ねることができない。
 - 2) 理事及び監事は相互に役職を兼ねることができない。
 - 3) 理事は任期満了による退任後2年間は監事に就任することができない。
- (9) 役員の任期
同一役員の在任期間は、原則として連続2期を越えないこと。ただし、専務理事については、この限りではない。
- (10) その他
定款第27条第8項に規定する、本会以外の建築に係る業務団体・事業者団体の長とは、次に掲げる団体の長とする。
 社団法人愛知県建設業協会及びその上部団体
 社団法人愛知県建築士事務所協会及びその上部団体
 社団法人日本建築家協会東海支部愛知地域会及びその上部団体

（取引の制限）

- 第13条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、別に定める理事会規則による。

（役員の報酬等）

- 第14条 報酬の支給される役員の報酬額については、別に定める報酬規則による。
- 2 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 3 前項の決議を行ったときは、会員に遅滞なく責任の原因となった事実及び賠償の責任を負わせる額、免除することのできる額の限度及びその算定の根拠と、異議がある場合には当該

異議を述べる旨の通知を發し、総正会員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が2か月以内に異議を述べたときは、免除してはならない。

- 4 本会は、外部役員とのあいだで、一般社団・財団法人法第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（理事会）

第15条 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の立案及び決議並びに総会への報告
 - (2) 事業報告及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認及び総会への付議
 - (3) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 3 第4条2項、第9条、第10条の業務は運営会議に委嘱する。

（常務理事会）

第16条 常務理事会は、会務運営の基本的な方向及び計画を策定し、理事会に提出する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長をもって構成する。
- 3 原則として毎月1回、運営会議前に会長が招集し、次の事項を議決する。
 - (1) 運営会議に付託する会務の執行に関する事項
ただし支部提案、委員会提案と意見具申は運営会議議案から省くことはできない。
 - (2) 運営会議より付議された会務の執行に関する事項
 - (3) その他、構成員が必要と認めた事項
 - (4) 前各号の事項は、総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項に限る。
- 4 会議の運営は別に定める規則による。

（運営会議）

第17条 運営会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事、その他の理事、支部長、委員長及び監事をもって構成する。

- 2 原則として毎月1回、会長が招集し、次の事項を議決する。
 - (1) 理事会及び常務理事会より付託された会務の執行に関する事項
 - (2) 理事会及び総会に付議すべき事項
 - (3) その他、構成員が必要と認めた事項
- 3 会議の運営は別に定める規則による。

（財産の構成）

第18条 本会の基本財産は、定款40条第2項に規定する財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金

- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第19条 本会の財産は、会長が管理・運用し、その方法は総会の決議を経て会長が別に定める。

(予算及び経理)

第20条 収入及び支出の予算は、これを大科目、中科目、小科目に区分して編成する。

- 2 中科目及び小科目についての予算の流用は、理事会の承認を得て、これを執行することができる。
- 3 収入及び支出は、会長の委嘱により専務理事がこれを執行する。ただし、予備費の支出は、理事会の承認を要する。
- 4 本会の経理業務の執行は、別に定める経理規則による。
- 5 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、これを保存しなければならない。

(委員会)

第21条 本会に、定款第5条に定める目的及び定款第7条に定める事業の推進を図る委員会として、会員サービスを中心に実務・事業を行う常設委員会、公益事業を中心に実務や活動を行う専門委員会、特定の事業遂行又は期間を限定した特別委員会を置く。

- 2 委員会の委員は、会員の中より運営会議の選考により会長がこれを委嘱し、理事会に報告する。ただし、特に必要のあるときは、会員以外の専門家を委員に加えることができる。
- 3 委員長は、会長の推薦又は委員の中から互選し、委員会を総括する。
- 4 委員会は、その経過並びに成案に関する報告書を、運営会議を経て理事会に提出しなければならない。
- 5 委員会の意見をもって本会の意見とする場合は、運営会議を経て理事会の決議を経なければならない。
- 6 各委員会は、必要に応じ連絡協議会を設けることができる。
- 7 委員の任期は、2か年とする。ただし、常設委員会、専門委員会及び特別委員会が2か年以上継続する場合には、その重任は妨げない。

(政治活動)

第22条 定款第44条に規定する政治活動とは、公職選挙法を適用する選挙運動及び政治資金規正法により運用される政治資金の拠出をいい、請願、陳情等はこの限りでない。

- 2 本会を特定の政党のために利用してはならない。

(事務局)

第23条 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿、役員及び職員の名簿
 - (3) 認定及び登記に関する書類
 - (4) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規則

- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

4 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、定款第 55 条 2 項及び第 56 条 2 項に定める規則によるものとする。

(規則の設定及び改廃)

第 24 条 この細則で別に定めるもののほか、細則の施行に必要な事項の設定及び改廃は運営会議を経て理事会の決議により定める。

附 則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により公益法人の設立登記をした日から施行する。